

2 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

本項目は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、女性の職業生活における活躍に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

＜基本的な考え方＞

- (1) あらゆる分野で男女の性別による固定的役割分担等に捉われず女性の活躍が推進されるよう意識啓発を推進していきます
- (2) 仕事と生活の両立を図るために必要な環境整備に努めます
- (3) 女性の仕事と生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるよう配慮します

【施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進】

本市における令和2年度の審議会等委員の女性の登用率は31.9%（平成27年度：36.9%）、市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合は15.7%（平成27年度：14.1%）となっており、第2次計画最終年度の平成27年度から審議会等委員の女性の登用率は5.0%の減少、市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合は1.6%の上昇傾向にあります。

政治、経済、社会などのあらゆる分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、引き続き審議会等の女性委員の登用や市政における政策・方針決定過程への女性の登用を推進していきます。

また、地域社会を構成する企業や経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定の場への女性の登用に向けた働きかけに努めます。

➤施策の方向

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

<実施施策事業>

施策の方向(1)	市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進		
所管部局	行政管理課、企画課、広聴・市民生活課		
関連計画	特定事業主行動計画		
① 各種審議会等委員への女性の登用促進	継続	目標値を設定し、公募における女性の積極的な選考や団体推薦にあたっての協力依頼、また人材の発掘と人材リストの作成等により、女性委員の割合を高めるよう取り組みます	
② 市民参加制度の活用	継続	審議会やパブリックコメント、ワークショップなどの市民参加手続きを活用し、男女双方の意見を市政に反映します	
③ 女性職員の参画拡大	継続	女性職員の採用及び管理・監督職への登用について、能力に応じ積極的に推進します	

施策の方向(2)	企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進		
所管部局	商工労働観光課、広聴・市民生活課		
① 女性の登用についての団体等への働きかけ	継続	地域社会を構成する企業、経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定過程に女性が参画する必要性について理解が得られるよう働きかけに努めます	
② 女性の参画状況の実態把握	継続	市内企業へのアンケート等により、女性の登用状況に関する情報を収集します	



男女共同参画ワークショップ

【施策2 働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり】

働きたい人が性別に関わらずその能力を十分に発揮できる環境づくりは、少子高齢化が進展している本市においても極めて重要な意義を持つことから、雇用の場における実質的な男女平等を実現するため、「男女雇用機会均等法」に沿った男女均等の取扱い、性別を理由とする差別的取扱いやセクシャル・ハラスメント等を理由とする不利益取扱いの対策が徹底されるよう事業所等に働きかけます。

➤施策の方向

- (1) 企業における男女平等の環境づくり
- (2) 農林水産業における男女共同参画の推進
- (3) 性別によらない多様な職業選択の推進
- (4) 就業に関する情報の提供

<実施施策事業>

施策の方向(1)	企業における男女平等の環境づくり	
所管部局	商工労働観光課	
関連計画	地場企業等活性化計画	
① 事業所等における労働環境の整備	継続	男女雇用機会均等法に沿った男女均等の取扱いや職場におけるセクシャル・ハラスメント対策が徹底されるよう、事業所へ働きかけるとともに、市内企業へのアンケート等により、男女の雇用状況に関する情報収集や、法律や制度の理解促進に努めます

施策の方向(2)	農林水産業における男女共同参画の推進	
所管部局	農政課、林業水産課	
関連計画	農業振興計画、漁業振興計画	
① 女性の参画支援	継続	女性農業者が活躍できる、働きやすい環境整備を支援するとともに、農協や漁協女性部など、女性で構成される研修活動及び第6次産業化（農水産物の加工や販売等）の取組を支援します また、女性の積極的な経営参画を推進するため、役割分担や就業条件等を定めた家族経営協定の締結を推進します

施策の方向(3)	性別によらない多様な職業選択の推進	
所管部局	広聴・市民生活課	
① 性別によらない多様な職業選択の推進	継続	いきいきと活躍するロールモデル(※)を発掘し、活躍事例を積極的に発信します

施策の方向(4)	就業に関する情報の提供	
所管部局	商工労働観光課、子ども相談センター	
関連計画	地場企業等活性化計画	
① 就業に関する情報の提供	拡充	ジョブガイドいしかり等の関係機関と連携し、女性の就職や起業に関する情報を提供します また、ハローワーク札幌北と連携し、ひとり親の就職サポートを行います

ロールモデルの紹介



ジョブガイドいしかり

※ ロールモデル：自分にとって具体的な行動や考え方のお手本となる人物

【施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進】

それぞれが希望するライフスタイルの実現のため、家庭生活や地域社会、企業において男女の固定的性別役割分担意識に捉われず活動できるようきめ細やかな取組を推進していきます。

特に、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野が広がり男性自身のキャリア形成にとって重要であるとともに、ひいては女性の活躍推進につながり、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、男性の意識が変わるきっかけづくりなどの取組を推進していきます。

仕事と子育てや介護を両立させるためには、男女の固定的性別役割分担意識に捉われず、男女が協力してともに担う意識が必要となります。

このため、男性の子育て参加意識の喚起や介護に関する理解を深める取組など、特に男性の意識が変わるきっかけづくりに努めるとともに、子育てや介護に関する情報、「育児・介護休業法」など各種制度について広く周知を行うことで、社会的気運の醸成に努めます。

また、多様なライフスタイルに対応する子育て施策や介護施策については、保健福祉部所管の「石狩市子どもビジョン」、「石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で推進していくこととします。

➤ 施策の方向

- (1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
- (2) 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供	
所管部局		契約課、商工労働観光課、広聴・市民生活課、保健推進課、子ども政策課、公民館	
関連計画		子どもビジョン	
①	意識改革を促す 各種講座等の開催	拡充	実生活でぶつかる課題に即し、それを解決するための生活技術や知識を習得することで、意識改革と現実の行動としてのワーク・ライフ・バランスを推進できるような講座等を開催します
②	事業所等への働きかけ	継続	職場において、育児支援制度などが充実されるよう、事業所等に対し意識啓発や取組状況等の調査を行います また、男女共同参画の推進が優良事業所表彰の推薦要件であることの周知や、積極的な企業に対する入札制度等における優遇措置について、実効性のある方策の検討を行います
③	広報・啓発活動の推進	継続	固定的性別役割分担意識の解消や慣行の是正に向け、多様な働き方におけるロールモデルの発掘や、活躍事例の周知等を行います

施策の方向(2)		男女がともに子育てや介護ができる環境づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、高齢者支援課、子ども政策課	
関連計画		子どもビジョン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
①	男女がともに子育てや介護を担う意識を高める 広報・啓発活動の推進	継続	夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます 介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女がともに介護に参画するきっかけづくりに努めます
②	子育てや介護に関する情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、子育てや介護に関する情報を提供します